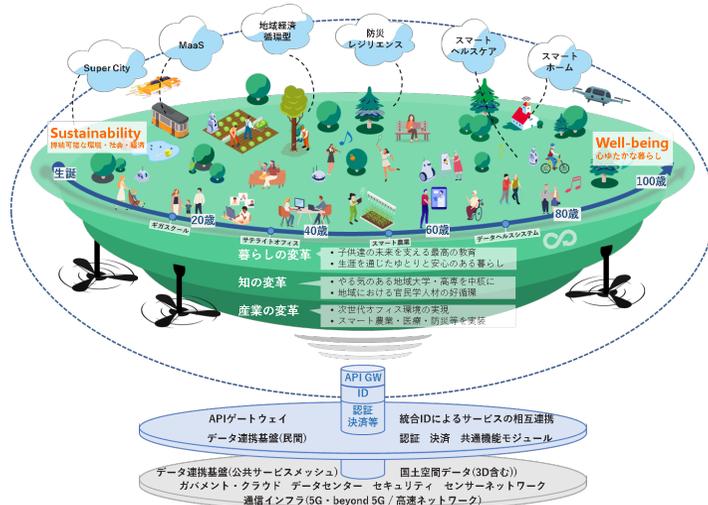


令和3年度補正予算 デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ TYPE2/3 概要



令和4年3月29日

内閣府 地方創生推進室
デジタル庁

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府地方創生推進室）

令和3年度補正予算額 200.0億円

事業概要・目的

○デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題。

○このため、デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援する。

○具体的には、①デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業や、②地方への新たなひとの流れを創出するためサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援する。

事業イメージ・具体例

（1）デジタル実装タイプ

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、

- ・ デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（TYPE2、3）
- ・ 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組（TYPE1）

を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

<対象事業例>

- ・ データ連携基盤を活用したスマートシティ構想
- ・ 人手不足に対応するドローンやロボットを活用したスマート農業
- ・ 観光型MaaSやインバウンド向け多言語翻訳アプリ等による観光振興 等

（2）地方創生テレワークタイプ

「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体を支援。

<対象事業>

- ①サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）
- ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）
- ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設の拡充・利用促進）
- ④企業進出支援事業
- ⑤進出企業定着・地域活性化支援事業（サテライトオフィス等に進出する企業による地域活性化に向けた事業の支援）

資金の流れ



期待される効果

○地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、「デジタル田園都市国家構想」を推進します。

TYPE1 と TYPE2/3

● デジタル田園都市交付金のTYPE2/3により、各自治体によるデータ連携基盤構築を財政的にも支援。

- TYPE1（スターター）：地域の個性を活かし、まずはデジタルの効果を実感できるサービスを地域・暮らしに実装する取組み
- TYPE2（プレイヤー）：オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービスの連携にも取り組むもの
- TYPE3（リーダー）：TYPE2要件を満たし、かつ、サービスの一部を令和4年度の極力早期に実現できるもの

<TYPE別の内容>



※申請上限数：都道府県 9事業 市町村 5事業

○要件（TYPE共通）

- デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む
- コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係と連携し、事業を実行的、継続的に推進するための体制の確立

※TYPE 2・3については、官民および民間事業者間での相互連携性の確保など、デジタル原則への準拠を求める。

<対象事業の例>

TYPE2・3

データ連携基盤を活用したスマートシティ構想等

TYPE1

観光MaaS

相乗りマッチング

スマート農業

母子健康手帳アプリ

遠隔ライブ授業

<中長期的取組>

事例の採択・フォローアップや好事例の情報発信により、地域のデジタル実装を強力に支援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進。



TYPE2/3の狙いと考え方

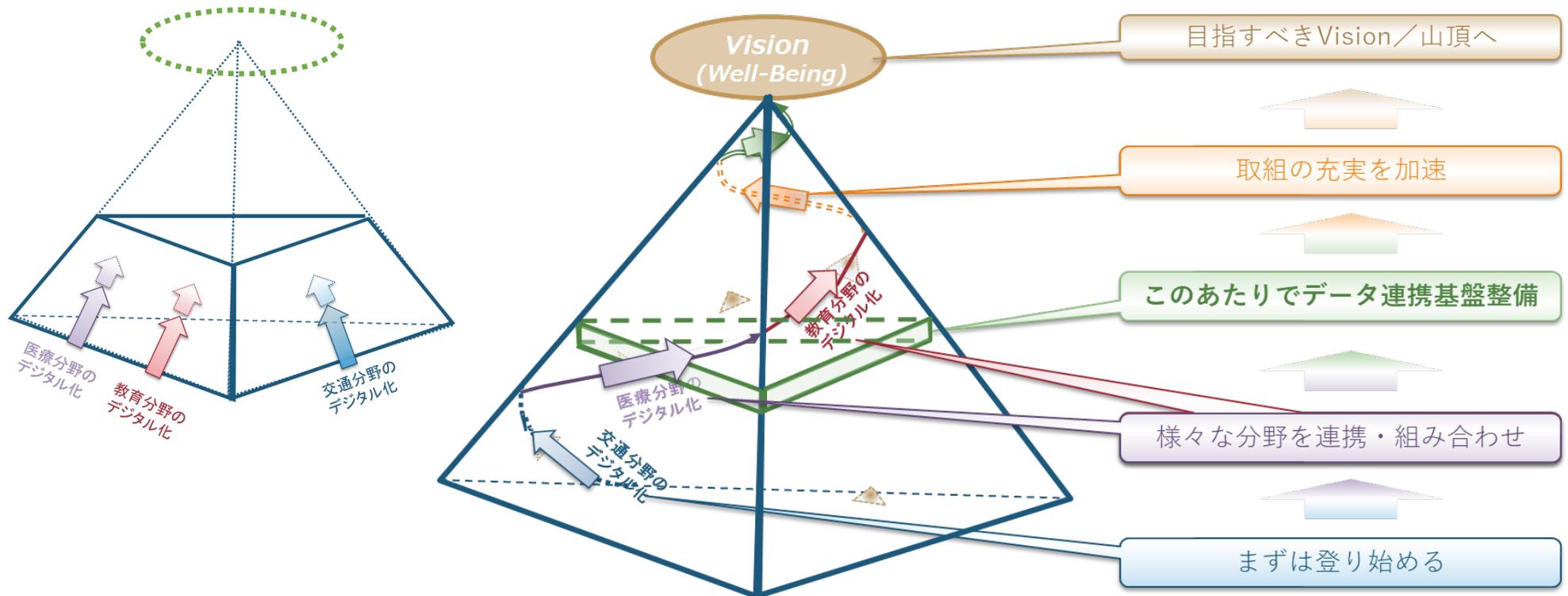
TYPE2/3を目指す地域の方へのメッセージ（1）

- 我が国には、遠隔医療、遠隔教育、自動走行など様々な要素技術があります。しかし、これを実証することはできても、実際の生活に根付かせる（=実装する）のは大変難しい課題です。例えば、今は、優れた「登山靴」（=要素技術）があるのに山頂に登り切れない、「山頂無き、山登り状態」です。
- 山は、山頂の頂が見えるからこそ、登りたいと思うもの。暮らして楽しく、働いてやりがいがあるまちづくり（Well-Beingの改善）の実現に向け、様々なサービスを連携させていくことが必要です。

最初の実組

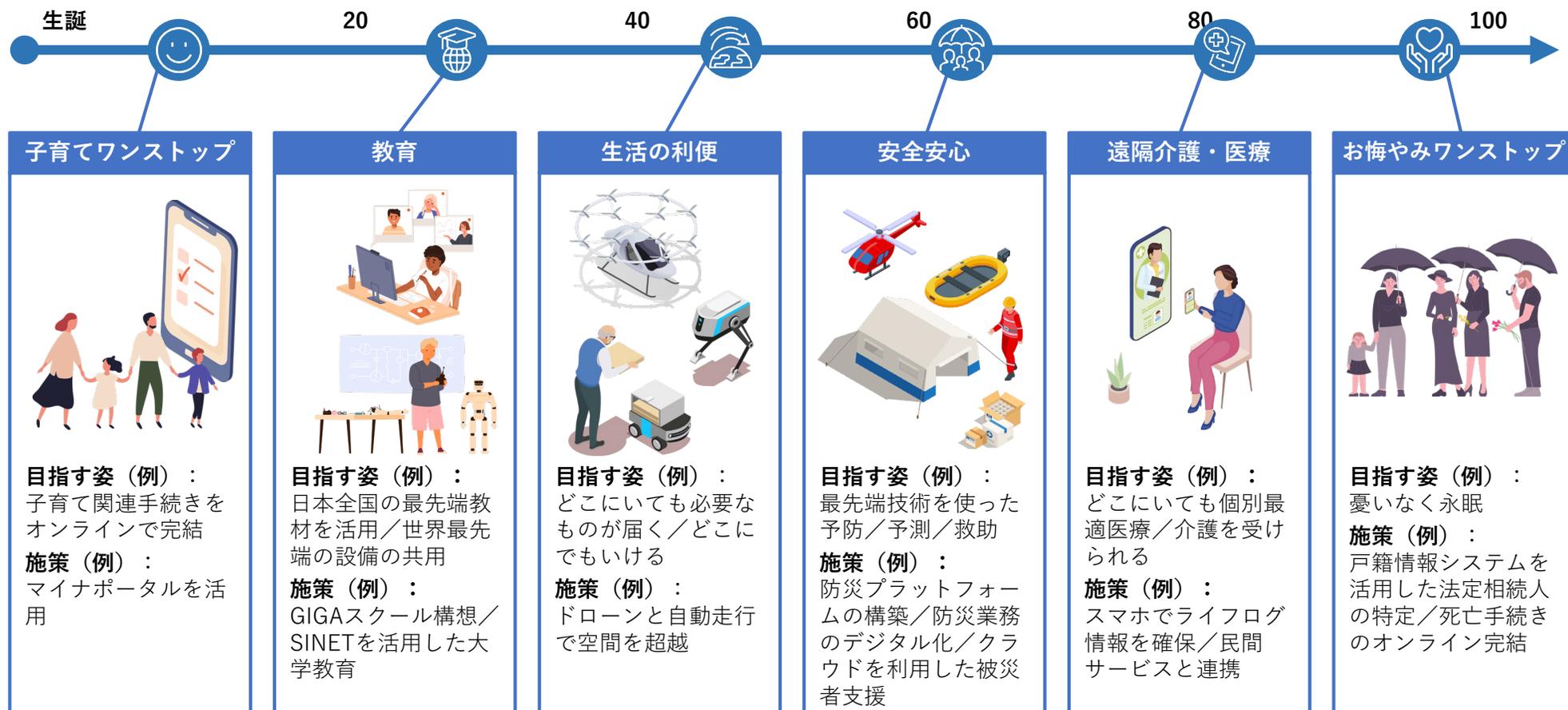


最終的に目指すべき姿



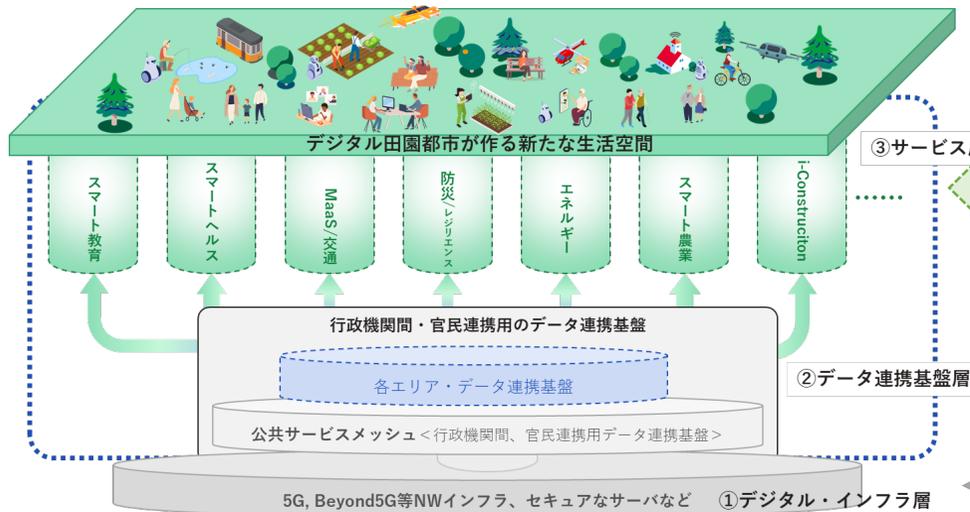
TYPE2/3を目指す地域の方へのメッセージ（2）

- 暮らしの現実を見ると、教育、医療、介護、仕事など、様々な局面で、多くの人が、それぞれに多様な課題を抱えています。
- デジタル田園都市国家構想では、どれか特定分野のサービスだけを導入しこれらの課題を断片的に解決するのではなく、暮らしを巡る全ての局面で、個人が持つ多様なニーズ・価値観を充足することができるよう、デジタル技術を活用し、新たな生活サービス群の実現を目指していきます。



デジタル田園都市の構築ステップ

- まずは、いずれかの分野で先進的なサービスの開発・実装をはじめ、徐々にその充実を図ります。
- 複数のサービスが立ち上がり、セクター間のデータ連携実需が見えてきた段階で、データ連携基盤の整備をはじめます。
- まち全体のWell-Being指標の計測にとりかかり、その改善の有無を見極めながら、サービスの充実と連携を進めます。



まずはサービスから

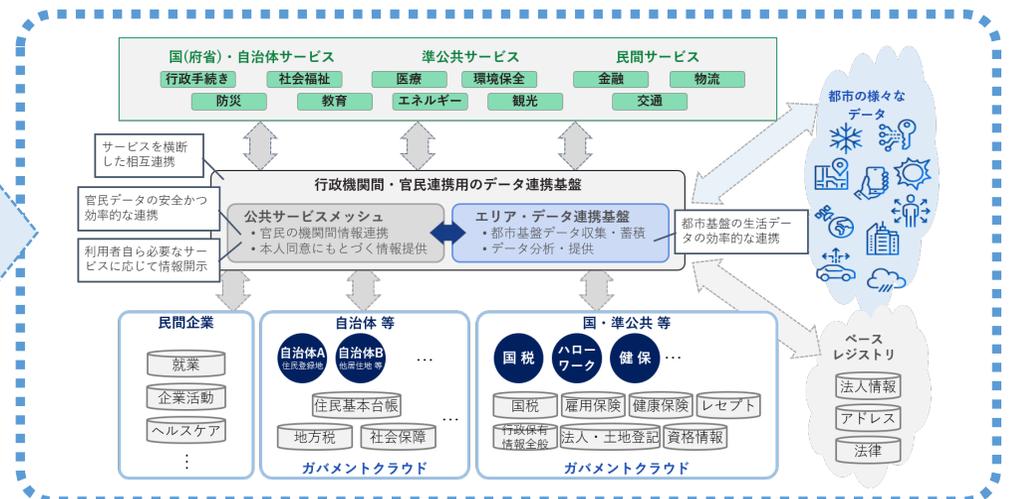
- Super City / Smart City、MaaS、スマートヘルス、スマート防災、スマート農業、スマートホーム、行政のDXなど、いずれの切り口からでも、それぞれの地域の実情に合わせ、デジタルの効果を実感できる分野から、官民連携してサービスの構築を行います。
- 特に解決を急ぐ地域の社会的課題を意識しながら、徐々に提供するデジタル/サービスのメニューを充実し、サービス間の連携を進めます。

デジタル・インフラはしっかり整備

- 国の主導により、民間活力も活用しつつ、最先端のデジタルインフラの整備を進めます。

熟度が上がってきたらデータ連携基盤を整備

- 行政機関間でデータ交換を行うための基盤、「公共サービスメッシュ」は、国自身が整備を行い、自治体事務にも提供を行います。
- 官民連携や民間サービス間でのデータ交換を行うためのエリア・データ連携基盤については、コアとなる部品とアーキテクチャを国が提供しますので、それに基づき、各地域で整備を進めていただきます。その機能や使い勝手などについては、各エリアでの利用現場の声を踏まえ、随時改善を続けてまいります。
- データの創成や活用を容易にするため、政府相互運用性フレームワークを提供し、各地域でのデータの創成・活用を支援します。また、ベースレジストリを整備し、各地域のデータの利活用に役立てます。
- Well-Beingの指標の測定を行うためのツール群を整備します。準備の整った地域から、その測定を目指していただきたいと思います。



TYPE2/3に求められる要件＜概要＞

TYPE1~3に共通する要件（概要）

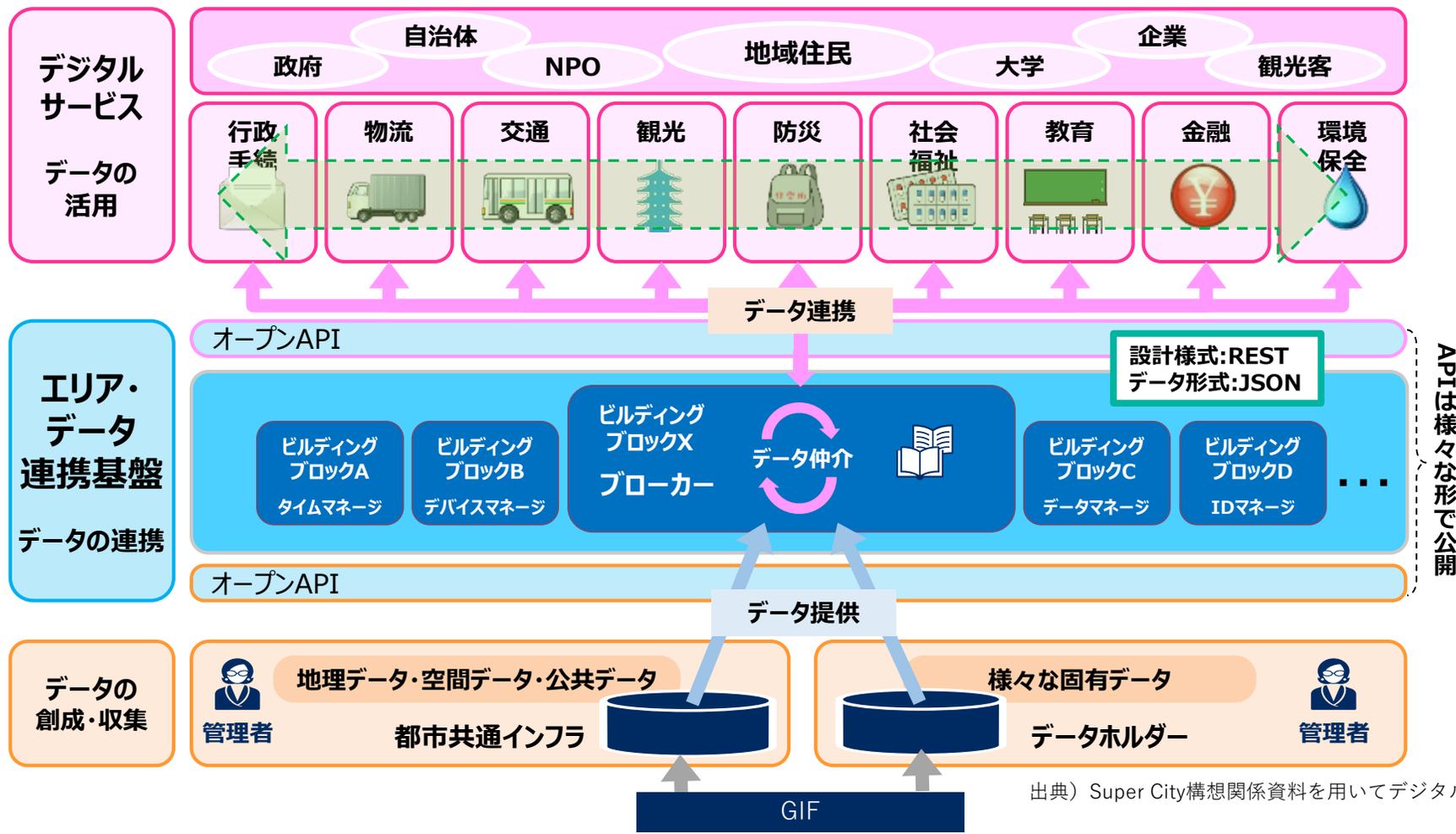
- ✓ デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること
 - 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するためのKPIを設定していること
- ✓ コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること
 - 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

TYPE2/3に共通する要件（概要）

- ✓ デジタル原則及び共助条件（①技術実証ではなく、生活への実装を目指すものであって、②一過性ではなく継続的に取り組み、③将来的には全国展開を志向するものであること）の充足を目指す取組方針を実施計画上明記していること
（詳細は後述）
- ✓ オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス提供事業者が同基盤上でサービス提供するものであること。また、Well-Beingに係る指標の測定を、準備ができた段階で導入するものであること。

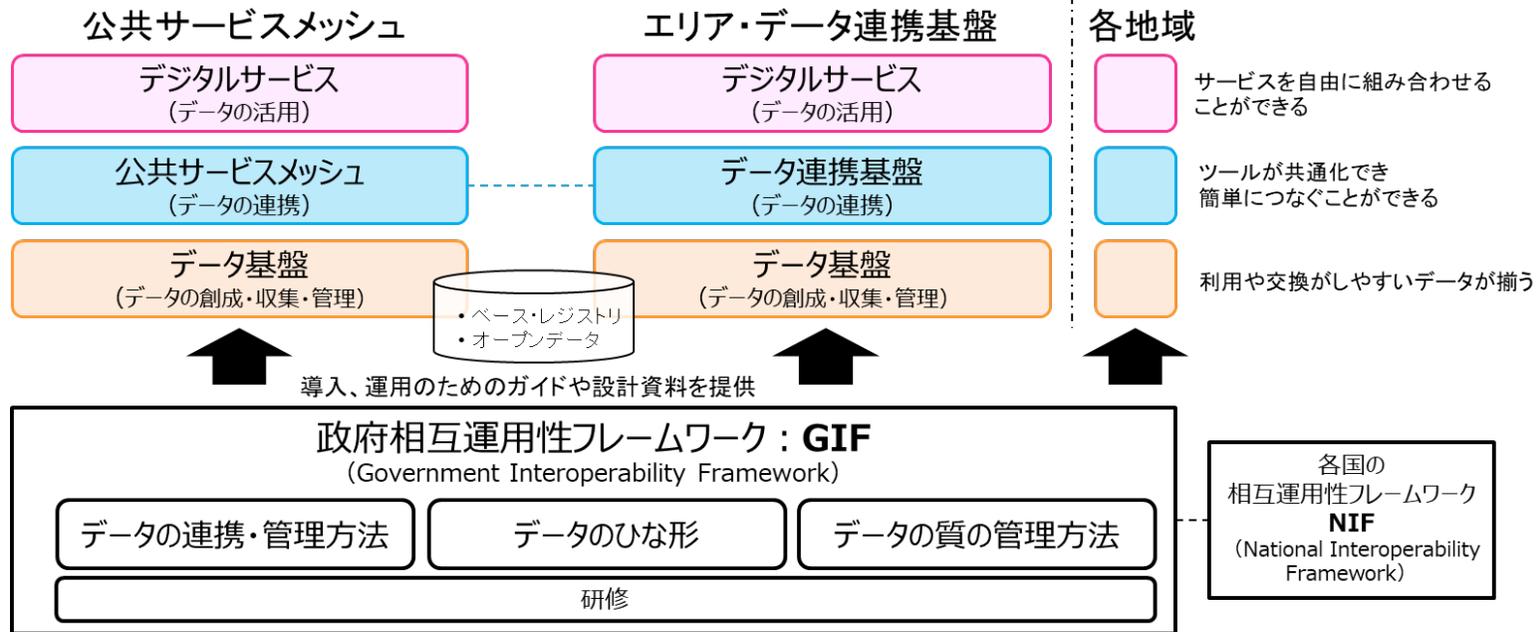
各地域におけるデータ連携基盤の整備への支援

- デジタル庁は、データ連携基盤のコアとなる部品、データ仲介機能（ブローカー）を令和3年度内に開発します。 関係企業・団体が共同で普及管理団体を設立し、ブローカー機能の無償提供と活用に関する助言を進めることで、 交付金による財政的支援とともに、各地域によるデータ連携基盤の構築を支援します。
 - データ仲介機能だけでデータ連携基盤が完成するわけではありません。各地域は、これを活用し異なる方式の乱立を回避しながら、各地域間での相互運用性も高く、かつ、各地域で展開予定の各サービスの実情を踏まえたデータ連携基盤を開発します。ただし、開発済みの基盤がある場合は、必要なAPIの公開を条件に、そのまま活用することも可能です。



各地域におけるデータの創成を進めるための国の支援

- デジタル庁は、デジタルガバメント推進標準ガイドラインのもと、みんなが利用しやすく、安心して使えるデータの設計が進むよう、**フレームワーク（GIF）を提供します**。各エリアは、このフレームワークを使ってデータを整備することで、各地域は、拡張性が高く、連携が容易なデータを設計することができます。
- また、社会のデータを国全体で整備をする**ベース・レジストリを推進します**。また、各自治体が進める**オープンデータの取組を支援します**。これらを通じて、各地域における、多様で十分な量のデータの確保を推進します。



GIF (Government Interoperability Framework) の提供

データのひな形（データモデル）の提供

- 建物、施設、設備、イベント等のデータのデータ項目を定義

データの質の確保（最新で正確なデータを実現）

- データの最新性、網羅性、正確性等に関する基準を明確化しデータの質の改善をはかる仕組みを定義

※GIFは、推奨データセットや行政データ連携標準などを再体系化した新しい政府のデータ体系です

多様なデータの確保

ベースレジストリの推進（社会の基本データを国全体で整備）

文字、法人、アドレス、公共施設、支援制度、イベント等

オープンデータの推進（各自治体が進める取り組みを国が支援）

医療機関、避難場所、公衆トイレ等

(参考) データモデルに準拠するとは

- データ項目にできる限り標準的なものを使うことで、自治域で開発したアプリが同じデータモデルに準拠する他地域に展開しやすくなります。また、他地域で開発したアプリの導入や広域連携もしやすくなります。

準拠しているデータ

GIFやその他標準の
データモデル

データ項目
タイトル
説明
場所
住所
開催日
開始時間
終了時間
連絡先
連絡先電話番号

サービスで使われるデータ

データ項目	データ
タイトル	〇〇フェスタ
説明	このイベントは・・・
場所	〇〇会館
住所	△△2-1-2
開催日	2022-03-10
開始時間	12:30
終了時間	13:00
連絡先	17:00
連絡先	実行委員会
連絡先メール	aaa@aaaa.jp

※連絡先電話番号は省略

- ひな形をベースにするが、赤文字で示すようにデータ項目の追加や省略が可能

準拠していない独自データ

独自設計のデータ

データ項目	データ
内容	〇〇フェスタ このイベントは・・・
場所	〇〇会館 △△2-1-2
開催日	3月10日 13:00~17:00
連絡先	実行委員会 99-9999-9999

- 同じ標準を元にした地域とつながりやすい。違う標準を元にした地域ともデータ変換することでつながりやすい

- 独自に設計されているので、データが再利用しにくい。データ変換も難しい。

デジタル実装タイプ^o（TYPE 2、3） 制度概要

交付対象者

地方公共団体

都道府県、市町村（特別区を含む。）

又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合

申請上限数

都道府県 市町村（特別区を含む）

同一都道府県で最大9事業 同一市町村で最大5事業

- 上記はTYPE1、TYPE2、TYPE3を含めたデジタル実装タイプ全体での申請上限数を指す
- 広域連携事業の場合は、連携する地方公共団体それぞれにおいて1事業としてカウントされ、上記のそれぞれの申請上限数の枠内で申請可能

交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPE1	1/2	1事業あたり国費1億円（事業費ベース2億円）
TYPE2	1/2	1事業あたり国費2億円（事業費ベース4億円）
TYPE3	2/3	1事業あたり国費6億円（事業費ベース9億円）

地方負担

- デジタル田園都市国家構想推進交付金の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能

デジタル田園都市国家構想推進交付金

交付対象事業費の1 / 2（※）
（50%）

地方負担

交付対象事業費の1 / 2
（50%）

※TYPE 2 の場合を例示

**新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金が充当可能
（算定率は0.8）**

ただし、都道府県・市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは**別枠で措置。**

共通要件

- ✓ **デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む**ものであること
 - 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するためのKPIを設定していること
- ✓ **コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立**されているものであること
 - 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

TYPE2/3 共通要件（概要）

- ✓ **デジタル原則への準拠及び共助条件**（①技術実証ではなく、生活への実装を目指すものであって、②一過性ではなく継続的に取り組み、③将来的には全国展開を志向するものであること）**の充足のための取組方針を実施計画に明示**していること（詳細次ページ）。
- ✓ **パブリッククラウド上のオープンなデータ連携基盤**を活用し、**複数のサービス提供事業者が同基盤上でサービス提供**するものであること。
- ✓ **Well-Beingに係る指標**について、準備ができた段階で**指標を測定し、結果の常時公表**を行うものであること。

TYPE2/3 共通要件（詳細①）

■ デジタル原則

- ✓ 行政のDXを目指す事業については、自動化・オンライン化の方針が明らかであること
 - ① ペーパーレス/申請・通知のオンライン化
 - ② 行政内部事務のBPRとデジタル化
 - ③ ルール（条例・規則等）のデジタルデータ化 等

- ✓ データ連携基盤と各種サービス実装にあたっては、官民及び民民間の連携確保の方針が明らかであること
 - ① 民間企業の提供するUI/UXを積極的に活用したフロントサービスの提供
 - ② スタートアップ・ベンチャーの積極的な活用
 - ③ データに関する政府相互運用性フレームワーク（GIF）等に準拠したデータの活用とオープンデータ化（18ページ参照）
 - ④ 今後、国で構築予定のベースレジストリ、ガバメントクラウドとの親和性を重視する方針の明確化 等

TYPE2/3 共通要件（詳細②）

■ 共助要件

- ✓ 複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨のビジョンが明示されていること。
 - ① ビジョンの具体性・実現性
 - ② 首長によるコミットメントが確認できること

【ビジョンに求められる主な内容】

- a. 複数事業者による異なるサービス提供がデータ連携基盤上で実現すること
- b. データの連携により住民サービスに付加価値がもたらされること
- c. 住民の暮らしに直結するサービスがサステイナブルに実装・事業化される見込みが示されていること
- d. オープン性を確保し、将来的に全国展開を指向するものであること

TYPE2/3 共通要件（詳細③）

■ データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保

✓ オープンなデータ連携基盤の構築・運用を行うものであること

① デジタル庁の開発・提供するブローカー機能を採用するものであること

但し、同様の機能を有するブローカー機能を開発済みの場合は、次のいずれかの要件を満たすことを条件に、その活用を進めることで差し支えないものとする。

a. 当該ブローカー機能とアプリケーション間、及びアプリケーション同士のいずれにおいてもデータ連携を可能にする**オープンAPIを提供するものであること**（データ形式についても明記されていること）

b. アプリケーション同士におけるデータ連携を可能とするオープンAPIを通じ、**複数の地域のデータ連携基盤間のデータ連携を実現するものであること**

② パブリッククラウド上で、オープンソースによるデータ連携基盤を構築するものであること

③ 内閣府「スマートシティ・リファレンス・アーキテクチャ」を遵守するものであること

④ データ連携基盤自体が**サステナブルに提供されるための構築・運用計画**（長期収支を含む）が明らかであること（※）。

TYPE2/3 共通要件（詳細④）

■ データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保（続）

（※）データ連携基盤の開発は、民間サービス側がリードすることが好ましく、不要な機能を詰めこみすぎて重厚長大すぎる基盤とならないように留意されたい。その運用については、自治体等の支援を受けつつも、極力、各地域でサービスを展開する事業者が負担を持ち寄る形で、支えることが望ましい。

- ✓ 各エリアの対象サービス間のデータ連携のため、**政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠すること。もしくは、標準的なデータモデルに準拠したデータの提供を行っていること**（例：FIWARE、OASC等に準拠して開発されるものも許容）。
なお、GIF等のデータモデルへの準拠、**事業期間終了後の継続的なデータ連携が行われていることを示すための、考え方やプロセスを明確にすること。**
- ✓ 事業により得られたデータについて**オープンデータとして提供を行うこと**
 - ① 本事業に関して自治体の保有するデータは、Linked Open Data(Linked RDF)によるオープンデータ提供がなされるものであること
 - ② ①の対応が困難な場合であっても、機械判読可能なオープンデータが提供されるものであること

TYPE2/3 共通要件（詳細⑤）

■ サービス設計の適切性

- ✓ **民間サービスと連携する等、適切なUI/UXが実現できる体制が構築されているものであること**
- ✓ **住民や利用者の意見やニーズを踏まえて、アジャイルにサービスを改善していくための体制が構築されているものであること**
- ✓ **プライバシー影響評価（PIA）の実施等、住民等の個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられるものであること**

■ 中核的経営人材

- ✓ **地域課題の設定、データ連携基盤の構築、複数事業者による異なるサービス実装、データ連携による付加価値創出等、事業全体を企画・推進する中核的経営人材（チーフアーキテクトなど、プロジェクト全体を中心的に進める人材）が特定されていること（官民いずれでも可）**

■ セキュリティ

- ✓ **「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」（総務省）を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施するものであること
（スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシートの提出）**

TYPE2/3 共通要件（詳細⑥）

■ データ連携による付加価値

- ✓ オープンなデータ連携基盤を活用し、**複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること**
- ✓ 本事業で実装される、複数事業者によって提供される異なるサービス間において、**データ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができるものであること**

■ Well-Being指標

- ✓ エリア全体の暮らしやすさ、サステナビリティ、イノベーションの度合いなどを総合的に測定する**“Well-Being指標”**について、デジタル庁が準備するサイトやアンケート票などを用いて、各地域で準備ができた段階で計測、結果の常時公表を行うこと。
- ✓ デジタル庁が整備する**Well-Being指標測定のためのサイトやアンケート調査票**の設計、及びその構築・運営などについて、デジタル庁の求めに応じ、可能な範囲で必要な協力を行うこと。

TYPE3 個別要件

■ 早期のサービス実装

- ✓ 令和4年10月末までにサービス（の一部）の提供を開始するものであること。
- ✓ なお、令和4年10月末までの提供開始が一部のサービスに止まる場合、今回の交付金対象事業とするサービスについては、全て令和4年度中に、何らかの形で開始するものであること。

※TYPE3で申請いただいたものについても、審査の結果等によりTYPE2として採択する可能性があります。

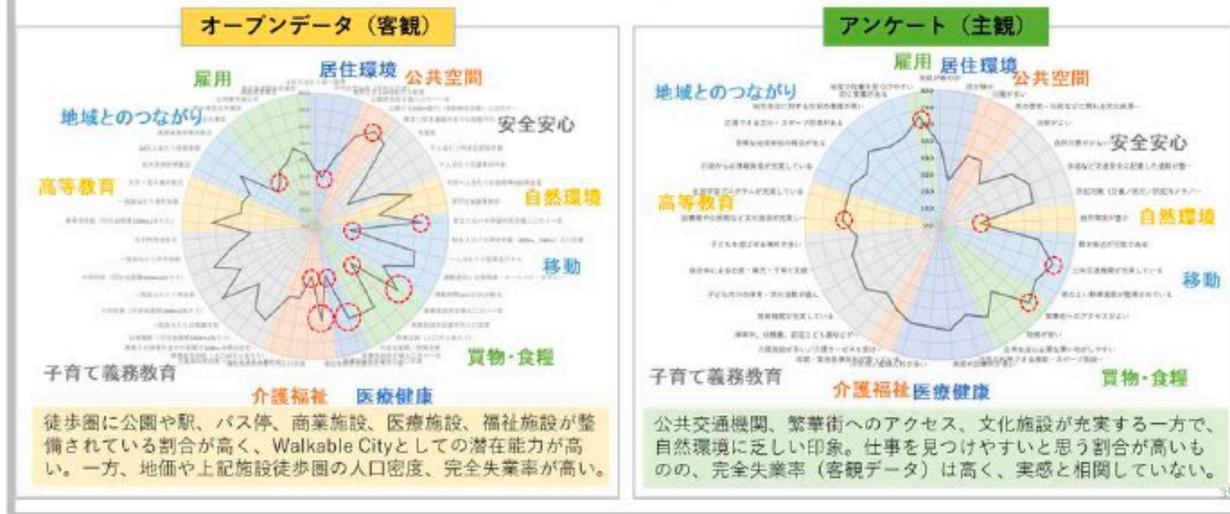
現在準備中のWell-Being指標について



- 主観指標（時系列比較に強い）と客観指標（地域間比較に強い）の2種類の計測をめざします。
- 結果は、以下のようなレーダーチャートのような形で表し、それぞれの地域が、取組全体として改善の有無と課題を検証するのに役立てます。決して、エリア間の順位付けや第三者による比較は、行いません。
- 当該レーダーチャートとそのバックグラウンドとなった指標は、極力公表することを目指します。その評価や改善方法に対するコメントも、広く集めていきます。

- 計測に必要なオープンデータの収集については、RESASをはじめ、リアルタイムデータを中心に、国が積極的にデータを収集し提供します。
- 主観指標については、計測のためのアンケート調査票を設計し、集計・分析方法のガイダンスとともに、本年6月を目途に、無償提供を開始します。
- 客観指標については、必要なデータがダウンロードでき、レーダーチャートを作れるサイトを構築し、無償で提供します。本年6月を目途にサービスを開始し、徐々に利用可能エリアを広げます。

都市概要	人口	約261万人	高齢化率	約25%
	可住地人口密度	11,950人/km ²	昼夜間人口比率	132%
	都市の特徴・周辺地域との関わり	関西の中心都市であり、国内有数のビジネス街・繁華街を有する。万博を控え、新幹線駅前開発が活発化するなど都市開発が活発に行われている。		
	総合計画基本構想 将来都市像	「アジア交流圏の拠点として都市の活気にあふれる大阪」・「人が集まり、育ち、新しいものを生み出す大阪」・「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」		
	スマートシティ政策	安全安心・自然環境・移動・買物・食糧・医療健康・雇用		
	総合：48.0			



対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、オープンなデータ連携基盤の上に、地域の個性を活かした複数の事業者による異なるサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

経費の具体例

- 実装事業の計画立案・修正等の経費
- 外部人材招聘経費（デジタル人材・チーム等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI、Well-Being指標）に要する経費
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業遂行に必要な設備・備品の整備に関する経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）
- マーケティング等経費 等

対象外経費

- 本交付金は、オープンなデータ連携基盤上に展開される複数の住民サービスの暮らしへの実装事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールス等事業の実施に伴い職員随行が不可欠となる場合の随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金、出資金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（ただし、類似する国からの補助事業がある場合であっても、対象事業が明確に切り分けられている場合は対象にします）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

モデル性審査

< 必須要件 > 各要件につき、○×評価

デジタル原則準拠、共助条件を
実施計画に明示していること

オープンなデータ連携基盤上で、複数のサービス提供
事業者が異なるサービスを提供するものであること

中核的経営人材が存在していること

Well-being指標について、準備ができた段階で測定し、
結果の常時公表を行うものである旨表明していること

< 評価基準 > 各基準につき、SABCの4段階評価

データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保

オープンなデータ連携基盤の構築
持続可能なデータ連携基盤提供に向けた構築運用計画
GIF又はデータ連携のための標準（データモデル）準拠
オープンデータの提供 等

サービス設計等の適切性

適切なUI/UXを実現できる体制の構築
利用者ニーズを踏まえたサービス改善体制の構築
適切な個人情報の取扱い・プライバシーの確保
スマートシティセキュリティガイドラインに準拠した取組

データ連携による付加価値の創出

事業性審査

< 必須要件 > 各要件につき、○×評価

デジタルを活用して
地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

事業を実効的・継続的に推進するための体制が
確立されているものであること

< 評価基準 > 各基準につき、SABCの4段階評価

地域への効果

個別サービスの課題設定、KPIの適切性等

実施計画の適切性

具体的な実装スケジュール、
2年目以降の事業化に向けた具体的取組、
ランニングコストの見通し及び財源確保の見込み 等

推進体制の実効性

P D C Aサイクルの確保 等

1. 事業性に係る実施計画

（1）政策目的

- 事業の実施によって解決したい課題又は実現したい地域の将来像
- 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI（3カ年分）

（2）実装計画・運営計画

- 実装計画（1年間）：実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳
- 運営計画（実装後2年間）：サービスの事業化・持続的提供に向けた取組、運営体制、経費負担、関連施策の特定（TYPE2/3事業と一体的に進める取り組み（民間独自のものも含む））等

（3）推進体制・PDCA

- 事業の推進体制及び各構成員の役割、PDCAの実施体制・方法（有効性を高める工夫）

2. モデル性に係る実施計画

（1）デジタル原則（構造改革のための基本原則）及び共助条件の遵守に向けた考え方

- 行政DX、官民・民間の連携確保、複数事業者が連携してサービスの生活実装に取り組むビジョン
- 対象エリア（市町村/都道府県域内でも特に対象とする地域の絞り込み/他地域との連携を含む）

（2）データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方

- オープンなデータ連携基盤の構築、サステイナブルな構築・運用計画、データモデル準拠、オープンデータ提供

（3）サービス設計等の適切性

- 適切なUI/UXを実現できる体制、利用者ニーズを踏まえたサービス改善体制、プライバシーの確保

（4）データ連携による付加価値の創出

- 複数のサービス提供事業者による異なるサービスの提供、データ連携による創出される付加価値

（5）中核的経営人材・セキュリティ

- 中核的経営人材、スマートシティセキュリティガイドライン導入シート

（6）Well-being指標への協力

- Well-being指標の測定・公表に向けた取組の予定

デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ TYPE2/3 (必須要件)

TYPE2/3 必須要件		評価方法	採択要件
事業性審査	デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること ➤ 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するためのKPIを設定していること	○・×	申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」 : 要件を満たしている 「×」 : 要件を満たしていない
	コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること ➤ 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること	○・×	
モデル性審査	デジタル原則に準拠している旨、及び共助条件を実施計画に明示していること ➤ 行政のDXを目指す事業については、自動化・オンライン化の方針が明らかであること ➤ データ連携基盤と各種サービス実装にあたっては、官民及び民間の連携確保の方針が明らかであること ➤ 複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨のビジョンが明示されていること	○・×	
	オープンなデータ連携基盤を活用して、複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること	○・×	
	中核的経営人材が存在していること ➤ 地域課題の設定、データ連携基盤の構築、複数事業者による異なるサービス実装、データ連携による付加価値創出等、事業全体を企画・推進する中核的経営人材（チーフアーキテクトなど、プロジェクト全体を中心的に進める人材）が存在するものであること	○・×	
	Well-being指標への協力をコミットしていること ➤ Well-Being指標について、デジタル庁が準備するサイトやアンケート票などを用いて、各地域で準備ができた段階で計測を行うこと。 ➤ デジタル庁が整備するWell-Being指標測定のためのサイトやアンケート調査票の設計、及びその構築・運営などについて、デジタル庁の求めに応じ、可能な範囲で必要な協力を行うこと。	○・×	

1. 地域への効果	評価ポイント
<p>目指す将来像及び課題設定の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により地域の課題解決や魅力向上が実現される見込みが十分にあるか。
<p>KPI設定の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPIとして、各サービスそれぞれにおいて、適切なアウトカム、アウトプットKPIがそれぞれ1つ以上設定されているか。 ・それぞれのKPIの設定にあたって、以下の視点に留意しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ＜「客観的な成果」を表す指標であること＞ ＜事業との「直接性」のある効果を表す指標であること＞ ＜「妥当な水準」の目標が定められていること＞
2. 実施計画の適切性	評価ポイント
<p>実装計画の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のプロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か。 ・過大な事業費が計上されておらず、十分な費用対効果が見込まれるか。
<p>運営計画の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業終了後の事業化に向けた計画が明確かつ具体的か。 ・ランニングコストの見通しや民間資金の活用など資金計画が明確かつ具体的か。
3. 推進体制の実効性	評価ポイント
<p>事業推進体制の実効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進体制における関係者の役割分担が明確にされているか。
<p>PDCAサイクルの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗管理方法が整備されているとともに、外部からの評価・検証を事業の改善につなげる等PDCAサイクルを円滑に進めるための仕組みが明確かつ具体的か。

評価項目	評価方法				評価ポイント	
①地域への効果	S	A	B	C	基礎	目指す将来像および課題設定の適切性
						KPI設定の適切性
②実施計画の適切性	S	A	B	C	基礎	実装計画の適切性
						運営計画の適切性
③推進体制の実効性	S	A	B	C	基礎	事業推進体制の実効性
						PDCAサイクルの確保

1. データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保	評価ポイント
<基礎項目>	
オープンなデータ連携基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の開発・提供するデータブローカー機能を採用するものであるか。 または、同様の機能を有する既存のデータブローカー機能を活用するものであり、かつ、①当該データブローカー機能とアプリケーション間及びアプリケーション同士間のいずれにおいてもデータ連携を可能にするオープンAPIを提供するもの、若しくは、②アプリケーション同士間におけるデータ連携を可能とするオープンAPIを通じ、複数の地域のデータ連携基盤間のデータ連携を実現するものであるか。 パブリッククラウド上で、オープンソースによるデータ連携基盤を構築するものであるか。 内閣府「スマートシティ・リファレンス・アーキテクチャ」を遵守するものであるか。
データモデルへの準拠	<ul style="list-style-type: none"> データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF又はデータ連携のための標準（データモデル）に準拠しているか（例：FIWARE、OASC等）。 データモデルに準拠したデータの提供が、事業期間終了後においても継続されるか。
オープンデータの提供	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に関し自治体の保有するデータはLinked Open Data(Linked RDF)によるオープンデータ提供がなされるものであるか。 当該対応が困難な場合、機械判読可能なオープンデータが提供されるものであるか。
<付加項目>	
データ連携基盤の資金的持続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> データ連携基盤自体がサステイナブルに提供可能であるための構築・運用計画が明示されているか。
データモデルに準拠するためのプロセスの明確性	<ul style="list-style-type: none"> 既存データの変換方法や期間、新規データの設計方法など、データモデルに準拠するための具体的なプロセスが明確に示されているか。

2. サービス設計等の適切性		評価ポイント
<基礎項目>		
UI/UXの適切性	・民間サービスと連携する等、適切なUI/UXが実現できる体制が構築されているか。	
サービス改善の適切性	・利用者のニーズ等を踏まえてアジャイルにサービスを改善していくための体制が構築されているか。	
プライバシーの確保	・個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられているか。	
セキュリティ対策の適切性	・「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施するものであるか	
3. データ連携による付加価値創出		評価ポイント
<基礎項目>		
創出される付加価値の大きさ	・本事業で実装される、複数事業者によって提供される異なるサービス間において、データ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができるものであるか	

デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプTYPE2/3 (モデル性審査)

評価項目	評価方法				評価ポイント	
①データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保	S	A	B	C	基礎	オープンなデータ連携基盤の構築
						データモデルへの準拠
						オープンデータの提供
					付加	データ連携基盤の資金的持続性の確保
						データモデルに準拠するためのプロセスの明確性
②サービス設計等の適切性	S	A	B	C	基礎	UI/UXの適切性
						サービス改善の適切性
						プライバシーの確保
						セキュリティ対策の適切性
③データ連携による付加価値創出	S	A	B	C	基礎	創出される付加価値の大きさ

3. 総合評価

総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で判定する。

○総合評価の目安は以下のとおり。
 ※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「C」評価とする。

事業性 審査	S評価	「申請要件」が全て「○」、 「評価項目」が全て「A」評価以上である場合。
	A評価	「申請要件」が全て「○」、 「評価項目」の全て「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。
	B評価	「申請要件」が全て「○」、 「評価項目」が全て「C」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「B」評価以上である場合。
	C評価	「S」評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。
モデル性 審査	S評価	「申請要件」が全て「○」、 「評価項目」が全て「A」評価以上である場合。
	A評価	「申請要件」が全て「○」、 「評価項目」の全て「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。
	B評価	「申請要件」が全て「○」、 「評価項目」が全て「C」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「B」評価以上である場合。
	C評価	「S」評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。

3. 総合評価

総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で判定する。

○総合評価の目安は以下のとおり。
 ※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「C」評価とする。

総合評価	S評価	「事業性審査」と「モデル性審査」がどちらも「S」評価である場合。
	A評価	「事業性審査」と「モデル性審査」がどちらも「A」評価以上である場合。
	B評価	「事業性審査」と「モデル性審査」がどちらも「B」評価以上である場合。
	C評価	「S」評価、「A」評価、「B」評価のいずれにも該当しない場合。

4. 採択区分

採択区分は「採択」又は「不採択」の2段階で判定する。

採択	総合評価が「A」評価以上である場合。 (ただしTYPE3は総合評価が「S」評価である場合のみ。)
不採択	総合評価が「B」評価以下である場合。

●今後のTYPE2/3のスケジュール（予定）

- | | |
|-------|-----------------------|
| 3月29日 | 事務連絡（募集開始連絡）、事前相談受付開始 |
| 4月4日 | 自治体説明会 |
| 4月28日 | 事前相談受付〆切 |
| 5月13日 | 実施計画提出〆切 |
| 5月中 | 審査 |
| 6月～ | 内示・公表、交付決定 |

■ 事前相談、申請書の提出

事前相談、申請書の提出は、以下に記載のデジタル庁、内閣府／内閣官房の両方にメールで送付いただきますようお願いいたします。

■ 問合せ

問合せ内容に応じてデジタル庁、または、内閣府／内閣官房にお問い合わせください。

<デジタル原則・共助要件、データ連携基盤、Well-being指標等についての問合せ>

➤ デジタル庁

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ TYPE 2 / 3）担当

➤ e-mail : dd-type2.3@digital.go.jp tell : 03-6872-6250

<申請手続、KPI等についての問合せ>

➤ 内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）担当

➤ e-mail : digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp tell : 03-6257-3889

※不明な点等がある場合には、市町村は**都道府県を通じてメールで**問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、**電話での問合せは受け付けておりません**。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。